

平成29年10月19日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」の案、及び、  
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の案の公開

公益社団法人日本年金数理人会  
財政運営実務基準委員会

現在の確定給付企業年金実務基準につきまして、『年金数理人が遵守すべき事項』と『参考になる実務を説明する教育的事項』を明確にする観点から検討を行ってまいりました。

<検討の概要>

- ・現在の確定給付企業年金実務基準にある「確定給付企業年金実務基準総則」を、『年金数理人が遵守すべき実務基準』として「確定給付企業年金に関する数理実務基準」に改める。
- ・現在の確定給付企業年金実務基準にある「確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準」は、法令や通知の引用も含まれるが、これらを削除することなく『参考になる実務を説明する教育的資料であるガイダンス』として、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」と改める。
- ・法定様式については、「様式マニュアル」に改め、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の付録とする。

今般、当会の理事会において標記の「確定給付企業年金に関する数理実務基準」の案、及び、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の案を公表することが承認されましたので、公益社団法人日本年金数理人会実務基準等運営規則第3条に則り、本日にここに公開いたします。

公開する両案は、平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正を反映した内容としております。ただし、特にリスク分担型企業年金については現段階で事例に限られることから、今後発生する事例を踏まえて「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の拡充を引き続き検討する予定です。

本案についてご意見がありましたら、平成29年11月20日までに当委員会へ書面（原則として電子メール）にてご提出ください。

また、ご提出いただきましたご意見につきましては、氏名を含め公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、予めご了承ください。

（書面提出先）

E-mail : [mitann#208@jscp.or.jp](mailto:mitann#208@jscp.or.jp)  
FAX : 03-5442-0700  
郵便 : 108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビルB1F

以上